

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月26日(月) 午後1時30分から午後3時45分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画(案)について(貸借権設定)
- 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について(使用貸借権設定)

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、9月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	9番 木村俊之委員、10番 爲ヶ井晴一委員のご両人をお願いし
	ます。なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
1 番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号313号では、譲受人と譲渡人は親子となっ
	ています。今回、譲渡人である父より農業後継者である譲受人へ経
	営移譲を行うため贈与を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅
	から、約700mの範囲に位置しております。申請の事由は、農業経
	営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号314号では、譲渡人
	は耕作が難しいことから、譲受人へ贈与を行うものです。申請農地
	は、譲受人の自宅から、約600mの場所に位置しております。申請
	の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号315号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ贈与を行うも
	のです。申請農地は、譲受人の自宅から、約200mの範囲に位置し
	ております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま
す。受付番号316号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受	
人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約300	
mの場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問	
題ないと思われま	
す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がない	
と思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま	
す。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
1 番	受付番号313号について調査報告いたします。
1 番	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書

	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
1 番	受付番号314号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
8 番	受付番号315号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11 番	受付番号316号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。

	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
推進委員	313号、314号、315号は贈与とのことだが、譲受人と譲渡人の関係性はどうか。
事務局	313号は親子であり、314号、315号の譲受人は、現在耕作をお願いしている方で譲渡人とは他人になります。
	(発言なし)
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について受付番号317号から329号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。317号では、資材置場の拡張を設けるものです。譲受人は、加須市で非鉄金属の売買を営む法人です。近年、非鉄金属の取引の増加により、資材量が増え、資材置場が手狭になり、また併せて取引先の大型車両の路上駐車が増えてきたため、近所にご迷惑を掛けている状況です。このように資材置場と駐車スペースが不足していることから、資材置場敷の拡張を今回申請するものです。申請農地は事務所に近接しており、今後の事業が円滑に展開できる見込みがあります。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。つづきまして、318号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外の貸家で生活しており、子供の成長に伴い部屋が手狭となり、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、羽生市内の職場に通勤しやす

い場所で、またショッピングセンターも近くにあり、車による交通の便もよく住環境が整っていることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。319号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで生活しており、自身の家族及び譲渡人である父親の生活を考え、父親所有の住まいの敷地内の一部を借りて、住宅の建築を予定しています。申請農地は、譲受人の住まいへの進入に必要な通路となります。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。320号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで妻と子で暮らしています。今のアパートでは手狭となり、また譲受人は通勤に電車を利用しているため、駅の近くに自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、近くに須影小学校や大型ショッピングモール、また南羽生駅にも近く、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。321号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市内のアパートで生活しており、子供の成長に伴い部屋が手狭となり、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、子供が通う須影小学校が近く、またショッピングセンターも近くにあり、車による交通の便もよく住環境が整っていることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。322号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市内のアパートで生活しており、結婚を機に自分の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、近くに須影小学校やショッピングセンターがあり、車による交通の便もよく住環境が整っていることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。323号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、栃木県佐野市に事務所を置き、平成25年から太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺

に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行おうものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。324号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は自営業者で、現在、父親である譲渡人と一緒に生活しており、今後自分の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、実家に隣接しており、自営の造園業を効率よく展開できることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。

325号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市内のアパートで生活しており、家財道具が増え、手狭となったため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、市街化区域に近接した場所で、近くに新郷第一小学校やスーパーが近くにあり、住環境が整った場所でもとても利便性が良く、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、新郷駅から500m以内にある地域内の農地で「第2種農地」と判断しました。326号では、住宅の建築を計画しております。譲受人は、上尾市に事務所を置き、平成30年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地は、既存住宅に介在し、周辺には小学校や市役所があるなど、とても住環境が良く、需要が見込めることから、今回、住宅16棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。327号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市内のアパートで夫婦で暮らしています。家財道具も増え、今のアパートでは手狭となり、住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、小学校や大型ショッピングモール、また南羽生駅にも近く、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。328号では、工場の拡張を計画しております。譲受人は、平成2年から建設用鋼板の加工及び販売を営んでいます。事業も順調に推移し、工場が手狭になり、工場の増築を考えたところ、現在の工場に隣接する農地を譲っていただけることから、今回、工場敷の拡張として申請するものです。なお、申

	<p>請農地は、農用地区域（通称：青地）にあることで、令和3年5月に、農用地区域からの除外の許可を受けております。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が工場敷の拡張であるため、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、拡張に係る申請地の面積も既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。</p> <p>329号では、一時転用として農地改良を行うものです。譲受人は、川口市に事務所を置き、平成3年から主に土木工事業を行っている法人です。申請農地のほとんどが、耕作放棄地となっており、農地の高低差もあり耕作がかなり難しい農地となっております。農地改良後は、加須市の認定農家の方が、小麦の作付けを予定しています。申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。</p> <p>また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号317号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。弊社は非鉄金属原材料の売買を行っています。行田市に営業所を設け、営業所敷地内及び近隣に資材置場がありますが、近年非鉄金属の売買が増加し資材の量も増えたため資材置場が手狭になり困っています。また、大型トラックの路上駐車も増加しており困っています。また、大型トラックの路上駐車も増加しており困っています。そこで地主様に相談したところ、申請地を資材置場として利用してもよいと承諾を得られました。申請地に隣接している土地も地主様より購入し、一体として資材置場及び駐車場として利用したいと思ひます。申請地は営業所の目の前であり非常に便利です。許可になり次第申請地を資材置場、駐車場として利用したいと思ひます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1 番	<p>受付番号318号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、現在熊谷市に家族で居住しています。子供の成長に伴い、もう少し広い家にと買い替えを考えていました。新しい住居を建築するにあたり、私の勤務地が羽生市内であることなので、同市内で探していたところ、今回の物件を紹介され、検討した結果、勤務地にも近く通いやすい場所で、子供たちの小学校も近く、ショッピングモールも近くにあり生活環境に申し分のない場所で周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。なお、現在の住居につきましては、売却済で名義も新しい所有者へ変更されています。引渡しにつきましても、新しい家が完成するまで賃料を支払うことで居住させていただいています。何卒、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8 番	<p>受付番号 3 1 9 号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在、加須市内の賃貸住宅で生活しております。将来のことも考えマイホームの建築計画をしておりました。候補地として実家の近くにと考えていたこともあり、父と相談をしていたところ、実家の土地の一部を借りてマイホームを建築することとなりました。</p> <p>農地転用については、隣接する申請地を法的に利用することができないため、宅地の一部として農地転用の手続きをするものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6 番	<p>受付番号 3 2 0 号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、申請地に専用住宅を建築したく開発許可並びに農地法許可申請を致します。現在私は、さいたま市岩槻区の借家にて妻と子供 2 人の 4 人家族で生活しております。私たちには建築できる土地も建物も所有していないため探して参りました。申請地での永住を決め</p>

	<p>たのは、子供の成長により手狭になってきたのはもちろんなのですが、その中でも来年長女が小学生になるため令和5年4月までに引っ越しが完了したらと思ひ決意しました。申請地は小学校も近く県道に面しているにも関わらず交通量も少なく静かで、大型ショッピングセンターにも近く、子供たちの成長、私たちの生活においても最適と考えます。私は都内にて仕事をしておりますが、駅にも近いので通勤にも恵まれ満足しています。どうか諸事情を考慮頂きご許可くださいますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
9番	<p>受付番号321号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、建築可能な土地・建物がなく現住所に家族3人で住んでいます。子供が大きくなり現在の住居が手狭になってきたため、住宅を建設しようと考えました。子供が須影小学校に進学していることから須影小学校に進学できる市街化区域で土地を探しましたが見つからず範囲を調整区域に広げたところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。なお、本申請地は小学校も近く、また近隣に商業施設が多くあり、生活するのに大変便利な場所ですので何卒ご許可くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
9番	<p>受付番号322号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、建築可能な土地・建物がなく栃木県佐野市からパートナーと現住所に今年の6月から仕事の関係で引っ越しをし、仮住まいとして住んでいますが、結婚を考え専用住宅を建設することを決め、土地を探していました。木造・2階建・建築面積72.04㎡・駐車3台スペースで庭が確保できる土地を現在の住居近くの市街化区域で探しましたが見つからず範囲を調整区域に広げ探したところ本申請地を見つけました。なお、本申請地は小学校も近く、また近隣に商業施設が多くあり生活するのに大変便利な場所ですので何卒ご許可下さいますようお願いいたします。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号323号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は2013年の創業以来、数多くの再生可能エネルギー発電事業に携わってまいりました。今後も北関東を中心に埼玉県、長野県も視野にいた地域で太陽光発電事業を展開していくことを予定しております。埼玉県東部に位置する当該用地は平坦地であり、南側隣接
	野にいた地域で太陽光発電事業を展開していくことを予定しております。埼玉県東部に位置する当該用地は平坦地であり、南側隣接
	の家屋もそれほど発電に影響を及ぼさず、他周辺に日照を遮るような建物は存在しないことから、太陽光発電事業を行うにあたり非常に優れた業績を期待できると考えております。2012年に始まった電力固定価格買取制度が転換期をむかえる中、政府は2050年のカーボンニュートラル社会実現を宣言いたしました。さらに2030年度までには温室効果ガスの46%削減も目標に掲げており、制度が変われど、再生可能エネルギーの重要性は以前にも増して高まってきております。弊社は本事業を推進していくことで、社会が目指すCO2削減や温暖化防止にわずかながらも寄与できると考えており、当該用地に農地転用許可を賜りたく、ここに申請する次第であります。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
2番	受付番号324号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	会社役員を務めるものです。先祖代々農家として現住地に居住しております。現在は妻・子供とともに実家に居住しておりますが、今般、実家に隣接する申請地に自己用住宅を建築したく申請するものです。実家及び勤務先に隣接する土地であり、位置・規模等の面において申請土地は最適地です。なお、羽生市
	地内に宅地を所有しておりますが、これは、従前の所有者より他の農地と同時に売買することを依頼されてやむなく取得したもので、未利用地のままであり、今後とも宅地として利用する予定はありま

	せん。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
2番	受付番号325号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在私はアパートで妻と子供と3人で暮らしていますが家財道具が増え現在のアパートでは手狭で駐車場も不足していることから、十分なスペースを確保できる自己用住宅を建築したいと考えています。
	以前より羽生市に住んでいたため住み慣れた環境で希望する建物、自己用の駐車場2台分、親族知人などの来客用の駐車場1台、物干場、庭を確保できる敷地を探した結果、申請地が条件にあったため本申請に至りました。市街化区域も含め土地を探しましたが条件に合う土地はありませんでした。何卒お取り計らいの程よろしく願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
7番	受付番号326号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当社は、関東を中心に住宅建築業務を行っております。お客様の要望により、羽生市で当社で建物の建築をできる土地を探してまいりました。このたび、条件の良い土地が見つかり、建築条件付売買予定地を計画しております。申請地は、自然が残る住環境に最適な立地であり、郊外ならではの十分な敷地・駐車スペースのある住宅地の提供を考えております。建築条件付売買予定地の契約は、契約締結後3か月以内に住宅の建築がされない場合は白紙撤回する条件で販売する計画です。建築条件付売買予定地のうち、お客様との契約が至らない区画はすべて当社で建売住宅を建築し販売する計画です。今般申請が許可をいただければ、申請地は住宅敷地として販売・管理されるため、近隣住民の利益にもつながると考えられます。何卒、許可して頂けますようよろしくお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6番	受付番号327号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在借家で生活しており、将来自宅を新築したいと考えていました。このたび現在の居住地に近い土地を買い入れて自宅を新築したく申請します。南羽生駅にも近く生活に便利であることにより申請地を選定しました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号328号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>昭和42年、先代が当地にて を立ち上げ、鉄鋼材加工・販売、鉄骨工事請負を主な事業として営業を続けてきましたが、工場が手狭になり増築を計画しました。ところが、現既存工場は法令違反状態にあることが判明し、解消のために新工場の建設を計画しました。手頃な土地、建物はないかと色々物色しましたが、なかなか意にかなう物件も見つからず、現工場に隣接する本申請地を選定した経緯があります。当初、新工場1の完成後に旧工場2の取壊し、農地復元・農振区域編入そして新工場2建設に着手という計画でしたが、東京オリンピック特需による受注量の増大に伴い旧工場2を取り壊すことが難しくなり、やむなく中断せざるを得ませんでした。今般、業務受注量も安定してきましたので本来の法令違反是正手続きを進めるべく転用許可申請に至った次第です。現在は、コロナ過、資材不足・高騰という状況下にあります。本来の目的である是正を一日でも早く進めたいと思っております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号329号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私、株式会社 が、土地所有者から依頼されて、次の農地、 、外13筆の農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実</p>

	「 」の退席を求めることとなります。それ では、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第3号、及び議案第4号、農用地利用集積計画（案）について 説明させていただきます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強 化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してで きる仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小 等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心 して農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化 促進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市 長が定めるものとなっており、今回の議案事項となっております。 それでは、議案第3号についてご説明いたします。表の見方といた しまして、左から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」 「所有者住所」と続き、「対象農地」の情報となります。議案第3 号につきましては、農家の方同士での農地の賃貸借権の設定を行う ものです。表の右下側に合計がございます。新規及び再設定の人数 の合計46名、面積 田138718㎡、畑29753㎡、合計168471㎡となっ ております。議案第4号につきましては、農家の方同士で農地の使 用貸借権を設定するものになります。表の右下側に合計ございま す。新規及び再設定の人数の合計67名、面積 田41421.91㎡、 畑84449㎡、合計125870.91㎡となっております。 以上で、議案第3号及び議案第4号 農用地利用集積計画(案)につい ての説明を終了させていただきます。
議長	以上で、事務局の説明が終わりました。なお、議案第3号について は、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するた め、「 」の退席をお願いします。 (委員の退席) ただいまの説明に対し、 の案件であります、事案番号14・ 15号を除いた案件について、ご質疑、ご発言を願います。 (発言なし) 特に発言もないようですので、採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第3号中、事案番号14、15号を除く、 農用地利用集積計画（案）については、事務局の説明のとおり、決 定することに賛成の委員は、「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第3号中、事案番号14、15号を除く、 農用地利用集積計画（案）については、事務局の説明のとおり決定 し、市長に答申したいと存じます。委員の入室をお願いします。 (委員の入室) 続きまして、事案番号14・15号は の案件となりますので、

	<p>退席をいたします。よって、議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項に基づき、会長代理であります飯塚輝雄委員に議長の職務をお願いしたいと思います。</p> <p>(議長の退席)</p> <p>(委員、議長席へ)</p>
議長代理	<p>少しの間、 会長に代わり、議長を務めさせていただきます。それでは、議案第3号のうち、番号14・15号の報告に対し、ご質疑、ご発言をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号農用地利用集積計画(案)番号14・15号については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農用地利用集積計画(案)番号14・15号については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたいと存じます。それでは、 会長の入室をお願いし、これをもちまして、議長の職務を解かせていただきます。</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号についても、議事参与の制限等に該当するため、「 ）」の退席をお願いします。</p> <p>(委員の退席)</p> <p>ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第4号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたいと存じます。委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員の入室)</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷6件、建売住宅敷2件、資材置場敷1件でございました。</p> <p>報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合</p>

	意の解約となります。6件ございました。
	報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました、8月分でございます。右側の備考欄を ご覧頂きたいと思いますが、5条が9件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 10月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和4年 9月 26日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	